

表1-2-1 介護保険施設の現状及び人員配置基準

	介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム	
基本的性格	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	要介護高齢者のための生活施設	
定義 (介護保険法)	〔「介護療養型医療施設」の定義〕 療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設。	〔「介護老人保健施設」の定義〕 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。	〔「介護老人福祉施設」の定義〕 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。	
施設数	3,717	3,131	5,291	
定員数	138,942人	282,513人	363,747人	
平均要介護度	4.30	3.19	3.73	
平均在所日数	359.5日	230.1日	1,429.0日	
1人当たり居室面積	6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	
1部屋の定員数	4人以下	4人以下	4人以下	
主な職員配置基準	医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)
	看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の場合、 看護3人
	介護職員	6:1以上		
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが適当数	PT又はOTが100:1以上	
	機能訓練指導員			1以上
	生活(支援)相談員		100:1以上	常勤1以上 100:1以上
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準

老健施設は、利用者3名に対し、看・介護職1名の配置が基準

- 1 平均要介護度は、「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、平成17年11月審査分)から算出
- 2 施設数、定員数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成16年10月1日時点)
- 3 平均在所日数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成15年9月中の退所者等について)
- 4 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

資料 厚生労働省 介護施設等の在り方に関する委員会

(全老健編集図書『平成19年版 介護白書』より)